

●受験資格チェックシート（受験申込時に提出してください）

該当する□にシ点してください（表と裏があります）

① 平成30年6月1日現在28歳以下ですか？

はい → 設問②へ

いいえ → 受験不可

② 社会福祉士（取得見込を含む）を取得していますか？

はい → 設問⑤へ

※社会福祉士登録証（写）又は社会福祉士国家試験合格証書（写）を添付

いいえ → 設問③へ

③ 社会福祉主事任用資格を取得していますか？

はい → 設問④で取得方法を選択してください

※修了証書の（写）を添付

※指定科目の履修証明書など（写）を添付

※精神保健福祉士登録証（写）又は精神保健福祉士国家試験合格証書（写）を添付

いいえ → 受験不可

④ 取得方法を(1)～(3)の中から選択してください

(1) 社会福祉主事の指定養成機関（専門学校等）や認定講習会（現職者対象）の課程を修了 → 設問⑤へ

(2) 大学・短大で厚生労働大臣の指定した科目（別紙科目表参照）を3科目以上修めて卒業 → 設問⑤へ

(3) 精神保健福祉士を取得又は取得見込 → 設問⑤へ

⑤ 普通自動車運転免許を取得していますか？

はい → 受験可

※普通自動車運転免許（写）を添付

取得見込（平成30年6月30日まで取得する） → 受験可

いいえ → 受験不可

⑥ 設問は終了です。設問⑤で「受験可」の場合は、受験可能です。

各資格を取得の人は、該当する資格証明書又はそれに準ずる書類の写しを添付して下さい。

また、各資格を取得見込の人は、各資格取得期日までに取得することが、採用の条件になります。

このチェックシートの記載事項は事実と相違ありません。

各資格を取得見込で受験する場合は、各資格取得期日までに取得することが、採用の条件になることに同意します。

年 月 日

氏名（本人署名）

【別紙】

(科目表)

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

前述の指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲（「読替え」と呼称）を規定しており、この読替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修されていれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。

また、指定科目を学校独自の名称で開講したいという要望があった場合、学校より厚生労働省宛てに申請をし、条件を満たしているものについては指定科目として認める制度もあります。この個別の承認を受けているか否かについては、卒業された学校にご確認ください。

【詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください】

厚生労働省のHPに「社会福祉主事について」「社会福祉主事任用資格の取得方法」「社会福祉主事に関するよくあるご質問について」が掲載されています。